

“治療費はどの位 かかりますか？”



Q 今度入院して手術し、抗がん剤の治療が始まります。抗がん剤はとても高額だと聞きました。入院と抗がん剤の治療には、どれ位かかるでしょう？経済的負担が軽くなる方法はないでしょうか？

A

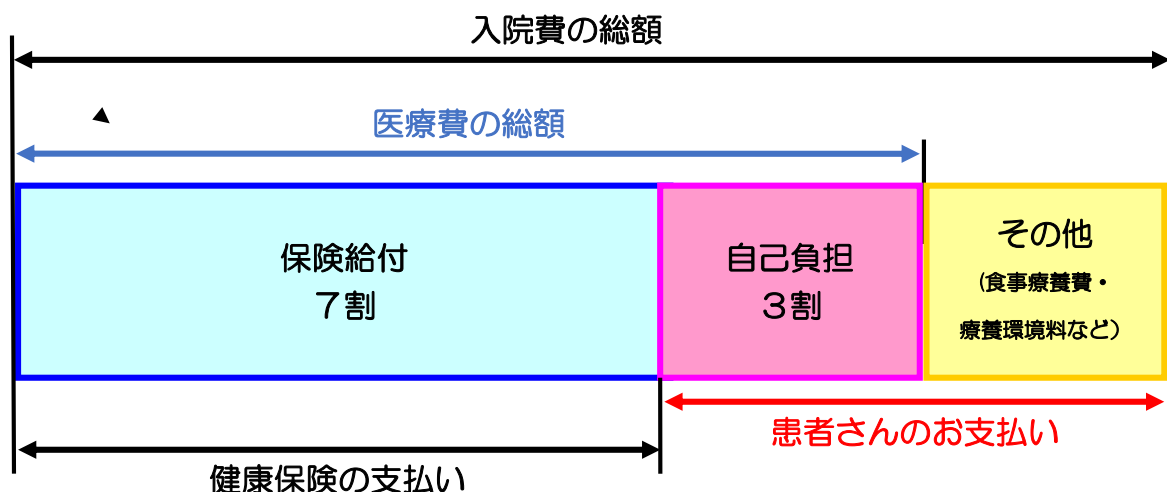
医療費は、確かに大きな問題です。がんの診療の多くは、保険診療（健康保険が適用される診療）で行なわれ、併せて医療費の負担を軽くする制度もあります。

1) 健康保険による医療費の仕組み

保険診療には、診察、各種検査、治療(手術療法・化学療法・放射線療法など)や看護などが含まれています。ただし、入院中の食事代(食事療養費)や差額ベッド代(療養環境料)などは、保険診療の医療費とはなりませんので、自己負担となります。

ここでは70歳未満の方についてご説明いたします。

✚ 【例】自己負担3割（保険給付7割）の方の入院費用の場合



日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター
〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町30-1
TEL: 03-3972-0011(直通) 03-3972-8111(内線 3169)

次に医療費の負担を軽くする制度についてご紹介します。

2) 高額療養費制度 ～限度額適用認定証について～

入院または高額な外来での治療があらかじめ予想される場合には、事前に各保険者から「健康保険限度額適用認定証」を交付してもらい、病院へ提出することにより窓口支払額を一定の金額にとどめることができます。

下記のように、患者さんの所得によって、窓口支払額は変わります。

また、この制度で認められるのは、保険診療分となりますので、食事代等の自己負担分は対象となりません。

自己負担限度額

区分：ア 旧但し書所得 901万円超の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 多数該当*の場合は <140,100円>
区分：イ 旧但し書所得 600万円～901万円以下の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 多数該当の場合は <93,000円>
区分：ウ 旧但し書所得 210万円～600万円以下の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 多数該当の場合は <44,400円>
区分：エ 旧但し書所得 210万円以下の方	57,600円 多数該当の場合は <44,400円>
区分：オ 住民税非課税の方	35,400円 多数該当の場合は <24,600円>

*旧但し書所得とは、総所得金額から基礎控除額 33 万円を控除した額です。

*多数該当の場合とは過去 1 年間に、3 回高額医療があり、4 回目以降に該当する場合を指します。

「高額療養費申請」による払い戻し

病院に限度額適用認定証の提示をされない場合、一旦自己負担分を窓口でお支払いしていただきます。後日、各保険者に申請することにより各限度額を超えた高額部分の医療費が還付されます。

しかし、還付には数か月の時間を要してしまいますので、限度額適用認定証制度を利用されることをお勧めします。

この制度は、保険診療の範囲内であれば、病名を問わず利用でき、1 回の申請で認定期間内は使用できます。保険料の滞納などがあると申請できませんのでご注意ください。限度額認定証を使用しても、自己負担の支払いが困難な場合には、生活保護制度などの申請も考慮しなければなりません。申請にあたっては条件があります。がん相談支援センターまたはソーシャルワーカーに相談するとよいでしょう。

